

休業等の判断基準

(1) 平常授業日

① 午前6時現在

次の場合は自宅待機とする。

兵庫県の小野市・三木市・加東市・加西市のいずれかの地域に警報(大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪のいずれか)が発令されている場合。

② 午前9時までにすべて解除になった場合は、速やかに登校する。

③ 午前9時現在、解除になっていない場合は、臨時休業とする。

④ 兵庫県の小野市・三木市・加東市・加西市以外から通学する生徒は、その居住区域、または、通学経路にいずれかの警報が午前6時現在発令されている場合及び午前9時現在解除されていない場合、原則として自宅待機とする。

⑤ 学校行事等の特別な場合や、災害等で長期にわたり交通機関が不通の場合は別途協議する。

⑥ 公共交通機関(電車・バス)が災害や事故で利用できない場合は、学校に連絡する。出席に関しては公欠扱いとする。公共交通機関が、復旧した場合は、速やかに登校する。

(2) 考查日

① 午前6時現在

次の場合は臨時休業とする。

兵庫県の小野市・三木市・加東市・加西市・西脇市・多可町のいずれかの地域に警報(大雨、洪水、暴風、暴風雪、大雪のいずれか)が発令されている場合。

② 兵庫県の小野市・三木市・加東市・加西市・西脇市・多可町以外から通学する生徒は、その居住区域に①のいずれかの警報が発令されている場合、原則として自宅待機とする。

③ 休業となったその日の考查は、考查最終日の次の登校日に実施する。

④ 公共交通機関(電車・バス)が災害や事故で利用できない場合、考查についての取扱いは別途審議する。